

IV 特定核燃料物質の防護

IV 特定核燃料物質の防護

本章については、福島第一原子力発電所内の特定核燃料物質の盗取等による不法な移転の防止及び妨害破壊行為の防止のための措置を講じる。

なお、講じる措置の内容については、防護措置に関する詳細な事項が含まれるため、別に管理するものとする。